

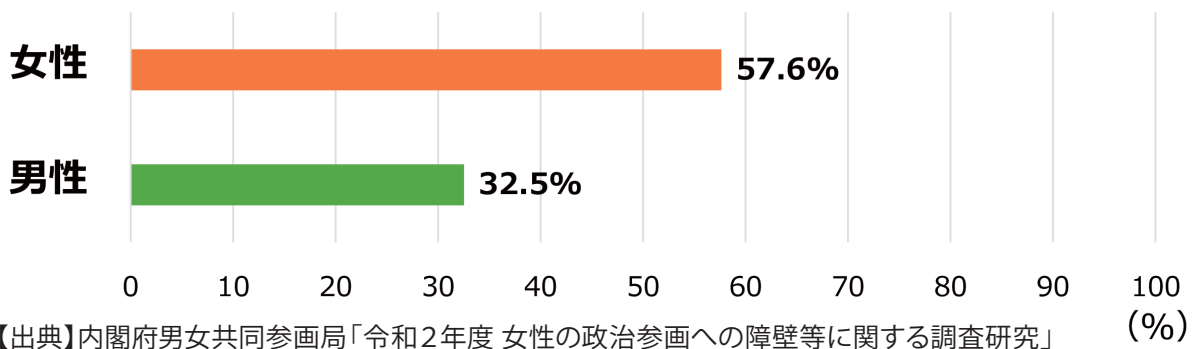
政治分野における ハラスメントの防止について



ハラスメントとは

- 相手の**人格や尊厳を侵す人権問題**で、被害者が心身に支障を来し、最悪の場合には自死を選ぶ場合もあります。
- 加害者は、**刑事上、民事上の責任を問われる**場合もあります。
- 組織は、**ハラスメントを防げない組織として信用が失墜し、評判をおとしめるケース**もあります。

内閣府男女共同参画局が、地方議員を対象に、政治参画を阻む要因を調査した結果、議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為を受けた**と回答しています。



内閣府男女共同参画局において、令和3年10月14日(木)から11月14日(日)までの1ヶ月間、専用の投稿サイトを開設し、全国の地方議会議員を対象に、**議員活動や選挙活動中に、有権者や議員等から実際に受けた又は見聞きしたハラスメント事例**を収集しました。

その結果、寄せられた**1,324件**の事例を基に、本教材を作成しました。

ハラスメント類型

パワーハラスメント

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③本人の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいいます。

1 身体的な攻撃

暴行・傷害

2 精神的な攻撃

脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言

3 人間関係の切り離し

隔離・仲間外し・無視

4 過大な要求

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害

5 過小な要求

業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

6 個の侵害

私的なことに過度に立ち入ること

※ 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)

セクシュアルハラスメント

1 対価型セクシュアルハラスメント

職場において行われる本人の意に反する性的な言動に対する本人の対応により、当該本人が解雇、降格、減給等の不利益を受けること。

2 環境型セクシュアルハラスメント

職場において行われる本人の意に反する性的な言動により業務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該本人が職務を行う上で看過できない程度の支障が生じること。

※ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)

マタニティハラスメント

1 制度等の利用への嫌がらせ型

産休や育休等の制度等の利用に関する言動により就業環境を害されるもの

2 状態への嫌がらせ型

妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの

※ 事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成28年厚生労働省第312号)

固定的な性別役割分担意識とは

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

このような考え方は、ハラスメント行為につながり得るものであり、払しょくしなければなりません。

登場人物紹介



一東 (29才)

「地盤・看板・鞆」なし。地域の子育てや介護に関するボランティア活動の経験から様々な課題を感じたことをきっかけに、地元の議会議員選挙に立候補。2年前に結婚。



二西 (35才)

当選2回の一東と同会派の議員。一東の地元の先輩で、不慣れな一東の議員活動をサポートしようとする。



三南 (70才)

当選8回の一東、二西と同会派の大ベテランで、議長経験もある「議会のドン」。



四北 (58才)

当選3回の一東、二西、三南と同会派の議員。



五中 (38才)

二西の後援団体の支援者。初立候補時から熱心に二西を応援している。

事例①

有権者からのセクシュアルハラスメント

有権者からのパワーハラスメント

一東は、地域の子育てや介護に関するボランティア活動の経験から様々な課題を感じたことをきっかけに、市民活動やボランティア仲間からの後押しを受け、初めて立候補。二期目の当選を目指す先輩議員二西と共に選挙運動を行う。そこへ有権者の男が近づいてきて、一東に対して握手を求め、手を撫で回すようにしてなかなか手を離さない。

その後も、「選挙頑張る。」と一東の背中をさすり、一東が拒む素振りをみせるもそれに構わず抱きつき、一東に対して、「投票するから、個人の携帯番号を教えてほしい。」と執拗に迫る。それを見ていた二西は、間に入りその場を取り成したが、後日、二西の街頭演説中に「お前、若いせに偉そうだな。若造が政治をなめるなよ。」と激しい罵声を浴びせる。

解説



本人の意に反して、手や背中に接触したり、抱きついたりする行為は、**セクハラ**に当たり得ます。



候補者と有権者という関係を背景に、本人の意に反して電話番号などの個人情報執拗に聞く行為や、個人の人格や尊厳を侵害する暴言といった行為は**パワーハラ**に当たり得ます。

ハラスメント事例

事例②

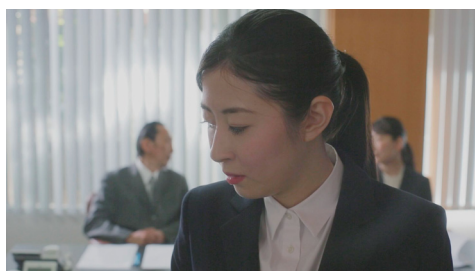
議員からのセクシュアルハラスメント

議員からのパワーハラスメント

一東が所属会派の会議に参加するため会議室に入ると、ベテラン議員三南が「これまでの慣習でね、お茶は女性議員にお願いしているから頼むよ。女性を入れるお茶のほうがおいしいしね。」と言いながら、一東の肩に手を置いてきた。一東は、三南の発言と行動にびっくりするとともに大きな違和感を覚えつつも、仕方なくお茶汲みをすることに。

一東がお茶を入れていると、三南が一東に向かって、「女は若くて顔がよければ当選できるからいいよな。」「ただ実際、女に政治は難しいと思うよ。」「一東君ではなくて、ギリギリで落選した齋藤君(男性議員)が通っていたら、仕事もやりやすかったけどな。」と笑いながら大声で話し、一東は何も言えず、笑ってやり過ごさざるを得なかった。

解説



女性議員だけにお茶入れをさせること、また「女に政治は難しい。」等の発言は、固定的な性別役割分担意識に基づく行為であり、性別を理由とする差別に当たり得ます。

「女は若くて顔がよければ当選できる。」等の言動は、優越的な関係を背景とし、合理的な理由なく、一東の能力を否定するもので、**パワハラ**に当たり得ます。



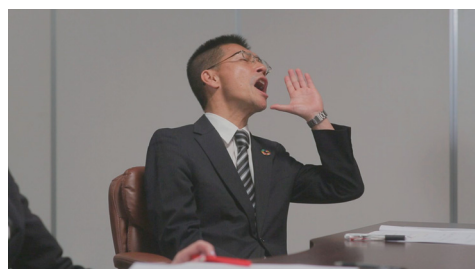
不快であるか否かは受け手の主観に委ねられるが、本人の意に反し、肩に手を置くなどの身体的な接触は、**セクハラ**に当たり得ます。

事例③

議員からのセクシュアルハラスメント

後日、一東が本会議で初めて質問に立ち、少子化対策や子育て支援について質問していると、他会派の議員から「かわいいね～。『美しすぎる議員』頑張れ～。」「まずは、自分が子供を産んだら。そういうことは、いい母親になってから議論しないとね。」「議員やってるより、子供産んでしっかり育てることの方がよっぽど大事。」などのヤジを激しく飛ばされる。

解説



本人の意に反して、「かわいいね～」などの容姿等への評価に関する言動により、本人の能力の発揮に重大な悪影響を生じさせれば、**セクハラ**に当たり得ます。

妊娠・出産等に関する特定の価値観の押し付け等の言動は、固定的な性別役割分担意識に基づいたものであり、性別を理由とする差別に当たり得ます。

ハラスメント事例

事例④

議員からのパワーハラスメント

議員からのセクシュアルハラスメント

当選後初めての3週間の議会を終え、一東、二西は所属会派の議員の懇親会に参加。2次会の地元のスナックにおいて、三南が酒を飲めない二西に対して「もっとお酒を飲まないと盛り上がらないじゃないか。」と酒を注ぎ、飲むよう勧めてくる。二西は少し口をつけてやり過ぎそうとすると、横にいた先輩議員四北から「三南先生に注いでいただいたお酒なのよ。何で飲めないの、男のくせに。そんなことだから奥さんに逃げられるのよ。」と言われる。二西は、家庭の事情を暴露されたことに怒りと悔しさを感じつつも、勧められた酒をやけになって一気に飲み干す。周りの一同は笑いながら拍手をする。

その後、楽しい雰囲気でもたけなわとなったところで、三南から一東に対し、「一東君の初当選を祝って、また今後の活躍を祈念して、私が一緒にデュエットしてやろう。」と言われ、一東は三南と一緒に歌うことに。曲がサビになったところで、三南は一東の肩に手を回し、体を密着させ、顔を近づけてくる。一東は大きな嫌悪感を感じ、手を振り払い、嫌がる素振りをみせるも、三南は「ん？なんだねこの手は」と威圧的な態度で一東を見る。一東は、内心相当嫌だったが、三南の機嫌を損ねてはいけない、またその場の雰囲気を壊してはいけないと思い、結局我慢してしまう。

曲が終了後、三南は四北に向かって、「やっぱりデュエットは、おばさんより若い娘の方がいいね〜。」と言い、四北は、「おばさんはおばさんの味がありますよ〜。」と返し、一同が笑うが、一東は笑えない。笑っている一同に背を向けて四北は陰鬱な表情を浮かべる。

解説



三南と四北の行為は、「冗談のつもり」「からかい」であったとしても、相手を傷つけている可能性が高く、いじめと何ら変わりません。

優越的な関係を背景に、アルコールを強要することは、**パワハラ**に当たり得ます。



「男らしさ」を強要することは、固定的な性別役割分担意識に基づく言動で、性別を理由とする差別に当たり得ます。

さらに、本人の意に反し、「そんなことだから奥さんに逃げられるのよ。」のような私的なことに過度に立ち入り言及することは**パワハラ**に当たり得ます。



- 体を密着させ、顔を近づける行為は**セクハラ**に当たり得ます。
- セクハラについて、被害者に拒絶の意思があったとしても、当事者間の人間関係やその場の雰囲気等により、常に明確な拒否等の意思表示がなされるとは限らないということに注意が必要です。
- また、周りのセクハラ行為を見過ごすことは、それ自体ハラスメントになるとともに、就業環境においてハラスメントの温床をつくることにつながりかねません。

ハラスメント事例

事例⑤ 有権者からのパワーハラスメント

ある日、二西が議員活動を終え、自宅に帰ろうとすると後援団体の支援者五中が待っており、身体的にも精神的にも疲労している様子の二西に対し、「地元のことで相談にのってほしい。また、最近元気もないみたいだし、気分転換に食事にでも行かない?」と誘われるが、その後、帰宅してから行わなければならない仕事もあり、二西は断る。

後日、五中から、相談に応じなかったことを恨まれ、携帯に繰り返し電話をされ、「議員なのに支援者をないがしろにするとはどういうことか。」「もう新人議員じゃないんだから、自覚を持たないと。困っている住民のために24時間対応する覚悟がなくてどうするの。」と言われる。日々の忙しい議員活動の中で、それを静観していた二西だったが、更にそれを不満に思った五中は、二西が友人と屋外で食事を楽しんでいるところや、車でドライブをしているところなどの日常生活の様子を盗撮し、「議員としての仕事をせずに自分の娯楽を優先している」や、「税金泥棒」とのデマをSNSでばら撒いた。

解説



- 本人の承諾なく、継続的に監視したり、写真撮影したりすることは、**パワハラ**に当たり得ます。
- また、日夜を問わない執拗な電話や、議員としての評価をおとしめる事実に基づかない悪評の流布は、**パワハラ**に当たり得ます。

事例⑥ 議員からのマタハラ

ある日一東の妊娠が発覚。一東が三南に対し、自身の妊娠を伝え、会議規則に基づき出産・育児のために本会議・委員会を欠席する意向を伝えると、三南は、「初当選したばかりなのに、妊娠しちゃったの?あなたに一票入れた有権者の期待はどうなるんだ。当選の重みをしっかり自覚しないとイケない。」と言われる。一東が当惑した様子を見せると、三南は、「子供を産み育てながら議員の仕事は務まらない。有権者に失礼だから一度議員を辞めた方がいい。」と言う。

一東が出産・子育てと両立しながら議員を続ける意向を示すと、「妊娠中だろうが、議員としての責任は重い。大事な採決には必ず出てもらうからな。」と言われ、議会への出席の強要をほのめかす発言をされる。

解説



- 議員活動と家庭生活の両立は、必要不可欠です。妊娠期間中や産前産後期間に無理をさせ議会への出席を強要することは、母体や胎児に悪影響を及ぼす可能性があり危険です。
- 妊娠したこと自体を批判するような発言や、議会への出席の強要をほのめかす発言は、**マタハラ**に当たり得ます。

ハラスメント事例

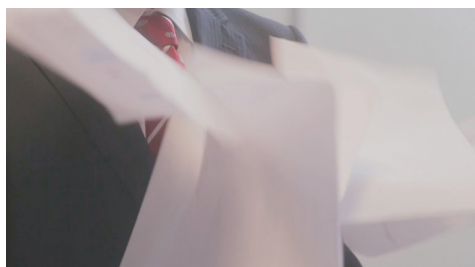
事例⑦ 議員からのパワーハラスメント

学校のいじめ問題をテーマとした所属会派における会議において、先に発言していた三南とは異なる意見を二西が主張。三南は顔面を紅潮させ、机を激しく叩いて「おい黙れ、若造。お前はバカなのか。頭が悪いのに全然勉強していないんだな。出ていけ、お前は議員に向いてない。」と激しく恫喝し罵声を浴びせる。いじめ問題に思いが強い一東は、挙手をして二西の見解を擁護する意見を述べようとする、「新人は黙っておけ。生意気なんだよ、SNSでの発信ばかりして大した仕事もしていないくせに。地元のPTA関係者の間でも、お前は役立たずだと有名だぞ。」と三南が一東の発言を遮る。思わず泣き出す一東。

三南は、「女はこれだから困る。気に入らないなら2人とも会派を出て行け。」と机の資料を一東と二西に向かって投げつける。

会議終了後、三南は一東と二西を呼び止め会議室のドアを閉め、さらに長時間に渡り2人に対し罵声を浴びせ続けた。それ以降、一東と二西は会派内で無視されるようになり、完全に孤立させられてしまうことに。

解説



- ・ 優越的な関係を背景に、職務上必要かつ相当な範囲を超えて、人格を否定し苦痛を与える言動は、**パワーハラ**に当たり得ます。
- ・ 一東と二西に対し、集団で無視し、孤立をさせ、議員活動に支障を生じさせるといった行為は、**パワーハラ**に当たり得ます。

内閣府男女共同参画局公式YouTube

【URL】 <https://youtu.be/PjLN17TKmwY>

